

国土建第463号
令和2年2月20日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法施行規則及び建設業許可事務ガイドライン等の改正について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）が成立し、建設業法（昭和24年法律第100号）第44条の4及び第44条の5が削除され、国土交通大臣への建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務が廃止されることとなりました。

また、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト（事業者の作業時間）を20%削減するための基本計画を策定しており、建設業法に基づく手続についても簡素化を実施することとされています。

これらを踏まえ、今般、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）、「建設業許可事務ガイドライン」（平成13年国総建第97号）及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成13年国総建第99号）について、経由事務の廃止及び書類の簡素化等に伴う改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置していただくるとともに、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 建設業法施行規則の改正内容について

(1) 建設業の許可等に係る書類の見直し（規則第4条第1項第2号、第10条第2項、第3項関係）

許可申請時等に提出を求めている書類のうち、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）については、提出を不要とすることとする。

(2) 経由事務の廃止に伴う規定の整理について（規則第6条、第11条、第19条の6第2項、第20条第5項、第21条の2第3項関係）

許可申請及び経営事項審査の申請等について、都道府県を経由して国土交通大臣に書類を提出することとしている規定を削除することとする。

2. 建設業許可事務ガイドラインの改正内容について

(1) 営業所に関する書類について

- ・営業所の地図については、提出を求めないこととする。
- ・営業所を使用する権原を確認するため、不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書の写し等の提出を求めていたが、これらの確認書類の提出は求めないこととする。なお、営業所の写真の提出を求める際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別を記載させることとする。

(2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する書類について

令3条に規定する使用人の常勤性を確認するために、健康保険被保険者証カードの写し等の提出を求めていたが、これらの確認書類の提出は求めないこととする。

(3) 経営業務管理責任者等の住民票及び令3条に規定する使用人の委任状等について

従来、建設業許可事務ガイドラインに基づき提出を求めていた経営業務管理責任者、営業所専任技術者及び令3条に規定する使用人の住民票並びに令3条に規定する使用人の権限を確認する委任状等は、今後求めないこととする。

(4) その他、建設業法施行規則の改正に伴い、文言の整理等の改正を行った。

3. 「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」の改正内容について

建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類がその主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長等の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、おおむね90日程度を目安とする。

なお、経由事務を継続する県についての取り扱いは別途記載している。

4. スケジュールについて

公布日：令和2年2月20日（建設業法施行規則の一部を改正する省令）

施行日：令和2年4月1日

(別添)

- ・建設業法施行規則の一部を改正する省令（官報）

- ・建設業許可事務ガイドライン
- ・国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

以上